証券コード　4260
2022年12月９日

株　主　各　位

東京都中央区新川２-22-１ いちご新川ビル５F
株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
代表取締役社長　チャン バン ミン

第７回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第７回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月23日（金曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　2022年12月26日（月曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都中央区日本橋二丁目５番１号
日本橋髙島屋三井ビルティング９階　日本橋ホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えの無いようご注意ください。）
３．目的事項
報告事項　１．第７期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第７期（2021年10月１日から2022年９月30日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

〜〜

新型コロナウイルス感染防止への対応に関するお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権行使をお願い申しあげます。
株主総会にご出席される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申しあげます。
また、株主総会会場において、感染拡大防止のための必要な対応（役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくこと、株主様の間隔を確保するため入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りすることや退場を命じること、株主総会の時間を短縮すること等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申しあげます。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎本総会においては、おみやげ及びお飲み物の配布並びに懇親会の開催はいたしません。予めご了承ください。

※当社ウェブサイト
https://hybrid-technologies.co.jp/ir/stock/meeting/

（添付書類）

事　業　報　告

〔2021年10月 1 日から
2022年 9 月30日まで〕

1．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、日本国内において引き続き新型コロナウイルス感染症の影響が続く一方、各種政策の効果もあって経済活動の正常化が進み、景気は緩やかに持ち直して行くことが期待されますが、世界的な金融引締め等を背景とした海外景気の下振れが、国の景気を下押しするリスクとなっており、日本経済の先行きは不透明な見通しとなっています。

こうした経済環境の下、当社グループが位置する情報サービス産業の状況に関しましては、「特定サービス産業 動態統計速報2022年8月分（経済産業省）」によりますと、情報サービス業の内、「受注ソフトウェア」の2022年8 月の売上高は、前年同月比5.8％増と５か月連続の増加を記録し、また、情報サービス業の常用従業者数も前年同月比4.0％増と2021年６月より継続して増加となっており、売上高及び従業者数共に好調に推移しております。情報サービス業界全体がこのような推移を示す中、当社グループは、国全体でデジタルトランスフォーメーション（以下、DX）を伸張させているベトナムのダナン大学・工科大学と「教育と科学技術協力に関する覚書」を締結し、ベトナムで優秀な人材を育成・確保した上で、より高度な技術を必要とする業務を可能にし、クライアントの要望に沿ったサービス提供が可能となっております。更に、ベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの協力覚書の締結により、セキュリティ分野でのサービス支援、人材協力、プロジェクト協力を推進し、日本のDX課題の解決に寄与しながら当社独自の持続的な成長を図っていく体制を構築してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上収益は2,407,912千円、営業利益287,840千円、税引前利益310,064千円、親会社の所有者に帰属する当期利益は249,615千円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は26,624千円であります。その主なものは、Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.のオフィス改装工事14,157千円、パソコンの購入9,108千円、会計システムの購入620千円であります。

③資金調達の状況

東京証券取引所マザーズ市場（現　グロース市場）への上場に伴い、2021年12月22日を払込期日とする有償一般募集増資により、2,600,000株の新株式を発行し、1,196,000千円の資金調達を行いました。また、2022年1月19日を払込期日とするオーバーアロットメント方式による増資により、200,000株の新株式を発行し、92,000千円の資金調達を行いました。

金融機関より短期借入金として20,000千円の資金調達を行いました。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 当社グループの財産及び損益の状況

区分	第４期 (2019年９月期)	第５期 (2020年９月期)	第６期 (2021年９月期)	第７期 (当連結会計年度) (2022年９月期)
売上収益 (千円)	1,520,009	1,735,437	1,702,058	2,407,912
営業利益 (千円)	113,677	101,395	111,378	287,840
親会社の所有者に帰属する当期利益 (千円)	89,323	44,126	75,132	249,615
基本的１株当たり当期利益 (円)	17.86	8.29	11.73	24.23
資産合計 (千円)	1,559,437	1,474,990	1,342,891	2,965,065
資本合計 (千円)	△25,383	108,068	570,850	2,125,473

(注) １．当社の連結計算書類は、国際会計基準（IFRS）に基づいて作成しております。
２．基本的１株当たり当期利益は、期中平均株式数により算出しております。
３．第４期、第５期および第６期のIFRSに基づく連結計算書類については、会社法第444条第４項の規定に基づく監査は受けておりませんが、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、監査法人東海会計社の監査を受けており、参考情報として記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第４期 (2019年９月期)	第５期 (2020年９月期)	第６期 (2021年９月期)	第７期 (当事業年度) (2022年９月期)
売上高 (千円)	542,513	621,180	625,973	837,755
経常利益 (千円)	38,004	71,347	102,292	142,001
当期純利益 (千円)	25,011	50,460	63,041	94,563
１株当たり当期純利益 (円)	5.00	9.48	9.84	9.18
総資産 (千円)	963,131	1,206,328	1,248,251	2,834,878
純資産 (千円)	61,286	181,747	615,381	2,024,158
１株当たり純資産 (円)	12.25	33.97	82.67	184.35

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算定しています。

２．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当事業年度末時点で親会社に該当する会社はありません。

従前、Soltec Investments Pte. Ltd.は当社の親会社に該当する会社でしたが、2021年12月23日における当社の東京証券取引所マザーズへの新規上場に伴う公募増資による発行済株式総数の増加により、当事業年度末時点では、当社のその他の関係会社（当社に対する議決権保有率：36.0%）となっております。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.	226,950千VND	100%	ハイブリッド型サービス

(4) 対処すべき課題

当社及び当社グループは、今後の持続的な成長を実現する上で、以下の事項を課題として重視しています。

①開発体制の継続的な強化

今後、より一層顧客の要件を満たす事業を実現するためには、開発品質レベルの向上は不可欠であります。当社グループは、日本とベトナム両国でのハイブリッドな開発体制に特徴がありますが、グループ間コミュニケーションのさらなる強化を図る一方で、それぞれの特性を活かした開発手法の標準化、開発ノウハウの蓄積・共有を今後も進めてまいります。特に、受注前の見積り精度や受注後のプロジェクト進捗確認等のモニタリングを通じて、開発品質の確保と納期の遵守については最重要課題として取り組んでまいります。

②技術力のさらなる強化

DX市場の変化、それを支える技術革新は目覚ましいものがあり、それらの最先端技術を迅速、的確に自社のサービスに反映し、市場のニーズに応えられるかは、企業成長において重要な課題であります。当社及び当社グループは、社内外で開発実績を持つAIモデルの構築をはじめ、今後もIoT、ブロックチェーン、サイバーセキュリティ等の幅広い最先端技術の習得に努め、様々な業界・業態の顧客への提案力の向上、さらなる価値創造に努めてまいります。

③新規顧客の獲得

当社及び当社グループが持続的な成長を続けるためには、売上拡大につながる新規顧客の獲得が必要であると考えております。IPOによる認知度、知名度の向上も活かして、マスマーケティング、展示会への出展、プライベートセミナーの開催、リスティング、動画コンテンツの配信などを展開し、継続的に新規受注を獲得できる体制の確立を目指してまいります。

④人材採用・育成の強化

当社及び当社グループが持続的な成長を図っていくには、専門性を有する優秀な人材を安定的、かつ機動的に確保することが必要不可欠と考えております。ベトナム３拠点での産学連携、日本でのベトナム人脈のさらなる活用等も含めて、ターゲット別に最適な人材採用戦略を講じてまいります。また、自社機関である『Talent Academy』の教育プログラムにより、新卒人材であっても即戦力に近いパフォーマンスを発揮する人材を、社内で短期に育成する体制を継続して強化してまいります。当社グループの事業の源泉は人材にあることを心に留め、今後とも優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑤情報管理体制のさらなる強化

当社及び当社グループは、顧客の開発要件によっては、個人情報を含む顧客の機密情報を取り扱う場合があります。これらに適切に対応するために、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の国際規格であるISO27001:2013を取得し、情報管理やセキュリティ管理の徹底を図っております。また、2022年9月にはベトナムの国家サイバーセキュリティセンターとの間で、サイバーセキュリティに関する相互支援を目的とした協力覚書を締結いたしました。今後も当社及び当社グループの情報管理体制の整備、強化に取り組んでまいります。

⑥経営管理・内部管理体制の強化

当社及び当社グループは、グループを取りまく事業環境の変化に柔軟に対応し、継続的に企業価値の向上を図っていくためには、内部統制環境の整備・強化が重要な経営課題であると認識しております。全社的なリスク管理体制の整備、コンプライアンス体制の強化、さらには適切なリスクテイク体制の構築を目指して取り組んでまいります。

⑦持続的な企業の成長

当社及び当社グループは、今後より一層顧客のDX推進と競合優位性の向上、及び日本のIT人材不足の解決の一助となるべく、持続的な企業規模の成長、事業の拡大を図ってまいります。これらを達成するべく、業績の向上や市場活動によって得られた資金を柔軟に活用し、設備や人材への投資を継続してまいります。また、企業買収や事業提携等についても、グループの事業拡大に有効と判断できる場合は、積極的に検討してまいります。

⑧手元流動性の確保

当社及び当社グループは、継続的な取引である「ストックサービス」が売上収益の過半を占めているため、キャッシュフローは、安定していると認識しております。今後も、事業環境の変化やM&Aなどの資本政策にも対応できるように、柔軟な財政政策を実施してまいります。

(5) 主要な事業内容（2022年９月30日現在）

事業区分	事業内容
ハイブリッド型サービス	日本とベトナムを融合させ、ビジネスとテクノロジーの側面から顧客のデジタルトランスフォーメーションを推進するためのソフトウェア開発を軸とする「ハイブリッド型サービス」

(6) 主要な営業所（2022年９月30日現在）

①当社

本社	東京都中央区新川2-22-1 いちご新川ビル5F

②主要な子会社

Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.

ホーチミンDOBオフィス	90 Nguyen Dinh Chieu Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam
ハノイCPオフィス	12AF, Central Point, 219 Trung Kinh Street, Cau Giay District, Ha Noi, Vietnam
ダナンVPオフィス	5F, Parkson, B2 building, 255-257 Hung Vuong, Da Nang, Vietnam

(7) 使用人の状況（2022年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
554名	43名増

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト等の臨時従業員、業務委託契約社員は含まれておりません。

２．当社グループは、ハイブリッド型サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
74名	15名増	34.8歳	２年３ヶ月

（注）１．使用人数は就業人員であり、アルバイト等の臨時従業員、業務委託契約社員は含まれておりません。

２．当社は、ハイブリッド型サービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(8) 主要な借入先の状況（2022年９月30日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	20,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社株式は、2021年12月23日をもって、東京証券取引所マザーズ市場（現　グロース市場）に上場しました。

2．会社の現況

(1) 株式の現況（2022年９月30日現在）

①発行可能株式総数　29,000,000株

②発行済株式の総数　10,979,648株（注１、２）

③株主数　5,010名

④大株主

株主名	持株数	持株比率
Soltec Investments Pte. Ltd.（注3）	3,952,993株	36.00%
株式会社エアトリ	3,115,155株	28.37%
チャンバンミン	470,000株	4.28%
Evolable Asia Co., Ltd.	350,000株	3.19%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	136,300株	1.24%
株式会社柳川商会　代表取締役 柳川昌紀	100,000株	0.91%
御所野侃	94,000株	0.86%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	79,200株	0.72%
柳川昌紀	70,000株	0.64%
平川和真	67,800株	0.62%

（注）１．2021年12月22日を払込期日とする新規上場に伴う公募増資及び2022年１月19日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式発行により、発行済株式の総数は2,800,000株増加しております。

２．新株予約権の行使により、発行済株式の総数は735,900株増加しております。

３．Soltec Investments Pte. Ltd.の持株数及び持株比率には、2022年７月13日付で、三田証券株式会社に対して担保として差し入れた1,000,000株が含まれております。

(2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(2022年９月30日現在)

		第１回新株予約権	第２回新株予約権
発行決議日		2018年６月15日	2019年10月15日
新株予約権の数		5,212個	1,975個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 521,200株 (新株予約権１個あたり100株)	普通株式 197,500株 (新株予約権１個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 3,065円 (１株あたり　30.65円)	新株予約権１個あたり 20,000円 (１株あたり　200円)
権利行使期間		2020年６月１日から 2028年５月31日まで	2021年10月17日から 2029年10月16日まで
行使の条件		（注）１	（注）２
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 3,928個 目的となる株式数 392,800株 保有者数 ２名	新株予約権の数 800個 目的となる株式数 80,000株 保有者数 １名
	社外取締役	-	-
	監査役	-	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 １名

		第４回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		2021年４月14日	2022年８月24日
新株予約権の数		2,490個	3,990個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　249,000株 (新株予約権１個あたり100株)	普通株式　399,000株 (新株予約権１個あたり100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権１個あたり100円 (１株あたり　１円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 17,700円 (１株あたり177円)	新株予約権１個あたり 74,400円 (１株あたり　744円)
権利行使期間		2023年４月16日から 2031年４月15日まで	2026年１月１日から 2032年９月７日まで
行使の条件		（注）３	（注）４
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数　1,800個 目的となる株式数　180,000株 保有者数　３名	新株予約権の数　900個 目的となる株式数　90,000株 保有者数　３名
	社外取締役	-	-
	監査役	-	-

（注）１．第１回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、行使期間中に当社が提出した営業報告書[又は、有価証券報告書]に記載される[監査済みの]当社連結損益計算書において、以下の算式に基づく当社時価総額が５億円以上に到達している場合、もしくは上場後の時価総額が５億円に達している場合に、本新株予約権を行使することができる。また、国際財務基準の適用等により参照すべき業績の指数の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を過半数の取締役が定めるものとする。

時価総額　＝　EBITDA　×　８　－　有利子負債　＋　現預金

当社が、非上場の場合、下記の算定に基づく１株当たり時価により、当社による自社株買い、もしくは既存株主、当社関係会社による引き受けを行うものとする。

１株当たり時価　＝　（EBITDA　×　８　－　有利子負債　＋　現預金）　÷　既発行株式数

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の取締役、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合
(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合
(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

2．第２回新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。

⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。

⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合

(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合

(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合

(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合

(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合

(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

3．第４回新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の目的たる株式が日本国内または国外の証券取引所に上場した場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

②本新株予約権の新株予約権者（以下「本新株予約権者」）は、当社または当社子会社の役員、使用人（執行役員を含む。）、または顧問の地位（以上を総称して以下「権利行使資格」）をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
③上記①の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合または当社子会社都合の退職等により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
④上記②及び③の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合（本新株予約権者の死亡による場合を除く。）で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑤上記②の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より１年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
⑥上記⑤に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
⑦本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、または、当社の普通株式に係る発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式に係る発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
⑧本新株予約権者は、以下の(ア)乃至(カ)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
(ア) 本新株予約権者が当社または当社子会社の使用人（執行役員を含む。）である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分をうけた場合
(イ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第１項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
(ウ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第１号に規定する競業取引を行った場合
(エ) 本新株予約権者が当社または当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続を経ず、会社法第356条第１項第２号または第３号に規定する利益相反取引を行った場合
(オ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
(カ) 当社または当社子会社もしくは関連会社の社会的信用を害する行為その他当社または当社子会社もしくは関連会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

４．第５回新株予約権の行使の条件
①新株予約権者は、2025年９月期から2027年９月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、5,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、

当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年９月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第５回新株予約権
発行決議日		2022年８月24日
新株予約権の数		3,990個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　399,000株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権１個あたり 100円 (１株あたり１円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個あたり 74,400円 (１株あたり744円)
権利行使期間		2026年１月１日から 2032年９月７日まで
行使の条件		（注）１
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　1,990個 目的となる株式数　199,000株 交付対象数　16名
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　1,100個 目的となる株式数　110,000株 交付対象数　13名

（注）１．第５回新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、2025年９月期から2027年９月期までのいずれかの事業年度において、当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された売上収益が、5,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上収益の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

②新株予約権者は、新株予約権の割当日から2024年９月30日までの期間において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（2022年９月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	チャン バン ミン	営業部、デリバリー本部、ビジネスコンサルティング部　管掌 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. General Director Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director
取締役ＣＦＯ	平川　和真	管理部、財務経理部、IR室　管掌 Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd. CFO Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO
取締役	窪田　陽介	経営企画部　管掌
取締役	増山　雅美	株式会社クラウドワークス　取締役
取締役	衣笠　嘉展	株式会社イクシアス　代表取締役
常勤監査役	髙田　英次	尾張総研　（個人事業）
監査役	狐塚　利光	あかり監査法人　統括代表社員 狐塚公認会計士事務所　所長
監査役	里見　剛	スプリング法律事務所　弁護士

（注）１．取締役 増山雅美、取締役 衣笠嘉展は、社外取締役であります。
２．常勤監査役 髙田英次、監査役 狐塚利光、監査役 里見剛は、社外監査役であります。
３．当社では、取締役会のより一層の活性化を促進し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区分し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。当事業年度末日現在の執行役員は、以下の４名であります。
執行役員　新井康太（営業部　担当）
執行役員　高村亙（ビジネスコンサルティング部　担当）
執行役員　Tran Thanh Hai（デリバリー本部　担当）
執行役員　濱本剛史（経営企画部　担当）
４．監査役 狐塚利光は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役 里見剛は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、社外取締役 増山雅美並びに社外監査役 髙田英次、狐塚利光及び里見剛を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額としております。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の全ての子会社の全ての取締役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（無作為も含む）に起因して賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損賠金や訴訟費用等の損害を塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は塡補の対象としないこととしております。

④取締役及び監査役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	ストック・オプション	業績連動報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	64,306 (7,800)	44,995 (7,800)	9,311 (−)	10,000 (−)	5 (2)
監査役 （うち社外監査役）	10,244 (10,244)	10,122 (10,122)	122 (122)	− (−)	3 (3)
合計 （うち社外役員）	74,550 (18,044)	55,117 (17,922)	9,433 (122)	10,000 (−)	8 (5)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、2021年３月30日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）であります。

３．監査役の金銭報酬の額は、2021年３月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、３名（うち、社外監査役は３名）であります。

4．上記のストック・オプションに係る報酬等の総額には、当事業年度における費用計上額を記載しております。

ロ．社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、親会社等又は当社を除く親会社等の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

ハ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬の決定方針について、「役員報酬は、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、各取締役の役位、業績貢献、管掌範囲、在籍期間に応じ、取締役会の決議により決定する。」と2021年７月15日開催の取締役会にて決議しております。取締役会は、当事業年度にかかる個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、上記2021年７月15日開催の取締役会において決定された方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。また、当社の監査役の報酬等は、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、役員賞与（業績連動報酬）、ストック・オプションで構成されておりますが、その支給割合の決定に関する方針は定めておりません。社外取締役及び監査役は原則、基本報酬のみで構成されています。

a．基本報酬に関する方針

取締役の報酬は、株主総会が決定する報酬総額の限度内において、職責及び役位に応じて、業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して役員ごとの月次報酬額を定め、月次で支給しております。社外取締役の報酬につきましては、取締役の社会的地位、会社への貢献度及び就任の事情等を総合的に勘案して決定しております。

b．役員賞与（業績連動報酬）に関する方針

役員賞与（業績連動報酬）は、当社の制定する規程に基づき、株主総会が決定する報酬総額の範囲内において取締役会の決議により決定しております。業績連動報酬における評価指標としては、当社グループが本業により経常的に得られる利益である「連結営業利益」を採用しております。また、公表計画に対する責任

を明確にするため「事業計画達成度」を、持続的な成長に対する責任を明確にするため「対前年成長度」を採用しております。決定された役員賞与の支払いは、毎年事業年度末日後一定の時期に行います。

なお、社外取締役及び監査役には原則賞与を支給しておりません。

c．非金銭報酬等に関する方針

取締役の報酬と当社グループの中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、ストック・オプションを割り当てております。当該ストック・オプション制度の内容につきましては、上記「(2)新株予約権等の状況」をご参照ください。

⑤社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役　増山雅美氏は、株式会社クラウドワークスの取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
・取締役　衣笠嘉展氏は、株式会社イクシアスの代表取締役であります。当社と兼職先は、ソフトウェア開発の取引契約があります。
・監査役　狐塚利光氏は、あかり監査法人統括代表社員、及び狐塚公認会計士事務所所長であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
・監査役　里見剛氏は、スプリング法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役　増山　雅美	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、上場会社での管理担当取締役、常勤監査役等の豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行うなど、当社が同氏に期待する意思決定の妥当性・適正性の確保のための適切な役割を果たしております。
取締役　衣笠　嘉展	当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会を含むあらゆる場面において、当社が同氏に期待する、IT企業における最高技術責任者としての豊富な経験に基づく、ソフトウェア開発体制に関する助言の提示など、適切な役割を果たしております。
監査役　髙田　英次	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に経理・管理部門等に関し、豊富な経験と知見から適宜発言を行っております。
監査役　狐塚　利光	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　里見　　剛	当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会14回の全てに出席いたしました。出席した取締役会、監査役会を含むあらゆる場面において、主に法務・コンプライアンス等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の定めに基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(4) 会計監査人の状況

①名称　　監査法人東海会計社

②報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,500千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

3．当社の連結子会社であるHybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.及びHybrid Techno Camp Co., Ltd.は、当社の会計監査人とは異なる監査法人の監査を受けており、監査証明業務に基づく報酬を支払っております。

③非監査業務の内容

当社は、監査法人東海会計社に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

当社と監査法人東海会計社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、受嘱者の会社法第423条第１項の責任について、受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額をもって、受嘱者の委嘱者に対する損害賠償責任の限度としております。

３．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の概要

当社では業務の適正を確保するために、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のように定めております。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

・当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するため、「コンプライアンス規程」等を定めます。

・当社の取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告します。

・当社の監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行います。

・当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「公益通報者保護規程」を定め、社内通報窓口を設置します。当社及びその子会社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行いません。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・当社の取締役の職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」ほか社内規則に則り作成、保存、管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

・当社は、「個人情報取扱規程」、「情報管理規程」等の社内規則に基づき、情報の保存及び管理に関する体制を整備します。

③当社及びその子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、リスク管理の基礎として定める「リスク管理規程」に基づき、当社グループのリス

クを横断的に管理する「リスクコンプライアンス委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進します。
・当社は、経営戦略会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理します。
・当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及びその子会社におけるリスク管理の実施状況について監査を行います。

④当社及びその子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は、経営の効率化と責任の明確化を図るため、「執行役員規程」に基づき、執行役員制度を導入します。
・当社は、取締役会を毎月１回以上開催し、重要事項の決定並びに取締役及び執行役員の業務の執行状況について報告を行い、当社の取締役及び執行役員の職務の執行について監視・監督を行います。
・当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」「職務権限規程」において、それぞれの分担を明確にして、職務の執行が効率的に行われることを確保します。
・当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営戦略会議を原則として２週間に１回以上開催します。
・当社は、株式及び社債への投資についての意思決定が適正かつ効率的に行われることを確保するため、「投資委員会規程」に基づき、投資委員会を設置します。当該委員会は、常勤取締役、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、原則として２週間に１回以上開催します。

⑤当社及びその子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社の取締役会は、「取締役会規程」に基づき重要事項について決定するとともに、役員及び従業員に業務の執行状況を報告させ、法令、定款及び社内規則の遵守状況を把握します。
・当社は、「コンプライアンス規程」を、職務を遂行するにあたり遵守すべき行動基準とし、全ての役員及び従業員に対し周知徹底を図ります。
・当社は、「公益通報者保護規程」に基づき社内通報窓口を設置し、不祥事の未然防止を図ります。
・当社の内部監査室は、社内規程に基づき内部監査を実施し、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規則の遵守状況並びにその他業務の遂行状況を検証します。
・当社の監査役及び監査役会は、当社及びその子会社の法令、定款及び社内規則等の遵守状況

に問題があると認められた場合は、改善策を講ずるよう取締役会に要求します。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、経営管理責任を明確化します。

・当社グループにおいては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行上重要な事項は当社の経営戦略会議等の決定機関において事前承認を得たうえで執行します。また、子会社において業務執行上発生した重要な事実については、定期的又は必要に応じて随時開催する経営戦略会議において、当社及び当社の関連部門に報告するものとします。

・当社内部監査室は、各子会社に対しても定期的な監査を行います。

⑦当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

・監査役が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとします。

・監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保します。

・監査役補助者は業務の執行に係る役職を兼務しないものとします。

⑧当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けたものが当社の監査役に報告をするための体制

・当社の取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、当社の監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならないものとします。また、当社の監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合においても、速やかに報告を行わなければならないものとします。

⑨その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・当社の監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営戦略会議その他経営に関する重要な会議に出席し、経営において重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するとともに、意見を述べることができます。

・当社の代表取締役は、当社の監査役と定期的に意見交換を行います。

・当社の監査役は、内部監査室の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正等を求めることができます。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等を求めることができます。

・当社の監査役は、会計監査人から必要に応じて会計の内容につき説明を受けるとともに意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図ります。

⑩当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・当社は、当社の監査役の職務の執行に協力し監査の実効性を担保するために、監査費用のための予算を確保します。

⑪反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方・措置

・当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を宣言します。
・反社会的勢力に対しては、警察、暴力追放運動推進センター及び弁護士等の外部専門機関と連携して組織的な対応を図るものとし、平素より情報収集に努め、速やかに対処できる体制を整備します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では前記内部統制システムの整備に関する基本方針に基づいて、体制整備とその運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役会の職務執行について

・取締役会は、取締役５名（うち社外取締役２名）で構成され、「取締役会規程」に基づき、監査役出席のもと、経営上の重要な課題を討議し意思決定するとともに、主要部門の職務執行状況の報告を行い、取締役の職務執行について監督を行っております。当事業年度においては、月１回開催する定時取締役会のほか、必要に応じて開催する臨時取締役会を８回実施いたしました。

②投資委員会の職務執行について

・投資委員会は、常勤取締役３名、各案件の担当取締役及び執行役員、常勤監査役で構成され、「投資委員会規程」に基づき、株式及び社債への投資についての意思決定をするとともに、投資の効果を測定するため、投資先の状況についてのモニタリングを行っております。当事業年度においては、原則として２週間に１回以上開催される定時の投資委員会を、2022年２月28日を初回として、21回実施いたしました。

③リスク管理体制について

・当社のリスク管理体制につきましては、取締役会が「リスク管理規程」及び「コンプライアンス規程」並びにリスク管理の基本方針を定めて、代表取締役を委員長とするリスクコンプライアンス委員会を四半期毎に１回開催しております。リスクコンプライアンス委員会には

当社各部門の責任者に加え、子会社の経営企画部門及び品質管理部門の責任者の他、常勤監査役が毎回出席して、リスク管理体制の構築及びリスク項目の洗い出しや分析を行って、必要に応じて対応等を審議しております。

・また、原則として２週間に１回以上開催するグループの経営戦略会議においては、営業及び開発の進捗状況の報告の他、品質にかかわる事項についてもモニタリングを行い、重要度に応じて速やかに対応できる体制を構築しております。さらに、専門的な判断を要する問題を認識した場合には、顧問弁護士、監査法人、顧問税理士、社会保険労務士などの外部専門家の助言を得られる体制を整えております。

④監査役の職務の執行について

・監査役は原則として毎月１回、また必要に応じて臨時に、監査役会を開催しております。監査役会は、常勤監査役１名を含む３名の社外監査役から構成されております。非常勤の社外監査役２名は、各々公認会計士と弁護士であり、監査役相互で連携することにより効果的な監査を実施しております。

・監査役３名は取締役会に出席して、意見を述べ、経営の適法性や取締役の職務執行状況を確認しており、また常勤監査役は、原則として２週間に１回以上開催するグループの経営戦略会議にも出席しております。常勤監査役は、当事業年度に49回開催したすべての経営戦略会議に出席しており、子会社を含む情報収集や業務執行状況を確認することで、毎月開催される監査役会を実効性のあるものにしております。

連結財政状態計算書

（2022年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資 産 の 部）		（負 債 の 部）	
流動資産		流動負債	
現金及び現金同等物	1,808,962	営業債務及びその他の債務	206,836
営業債権及びその他の債権	302,175	借入金	20,000
その他の金融資産	34,184	リース負債	102,401
その他の流動資産	148,778	その他の金融負債	42,953
流動資産合計	2,294,099	未払法人所得税	33,457
非流動資産		引当金	6,423
有形固定資産	41,983	その他の流動負債	115,510
使用権資産	359,757	流動負債合計	527,581
無形資産	20,150	非流動負債	
投資有価証券	177,840	リース負債	304,624
その他の金融資産	59,372	引当金	7,387
繰延税金資産	858	非流動負債合計	312,011
その他の非流動資産	11,005	負債合計	839,592
非流動資産合計	670,966	（資 本 の 部）	
		資本金	893,343
		資本剰余金	883,732
		利益剰余金	311,147
		その他の資本の構成要素	37,250
		親会社の所有者に帰属する持分合計	2,125,473
		資本合計	2,125,473
資産合計	2,965,065	負債及び資本合計	2,965,065

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

自　2021年10月１日
至　2022年９月30日

（単位：千円）

科目	金額
売上収益	2,407,912
売上原価	△1,464,260
売上総利益	943,652
販売費及び一般管理費	△659,397
その他の収益	17,633
その他の費用	△14,047
営業利益	287,840
金融収益	34,905
金融費用	△12,681
税引前利益	310,064
法人所得税費用	△60,449
当期利益	249,615
当期利益の帰属	
親会社の所有者	249,615
当期利益	249,615

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

連結持分変動計算書

自　2021年10月１日
至　2022年９月30日

（単位：千円）

	親会社の所有者に帰属する持分								合計
				その他の資本の構成要素				合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	在外営業活動体の換算差額	新株予約権	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計		
2021年10月１日時点の残高	225,297	227,772	61,533	396	55,852	－	56,248	570,850	570,850
当期利益	－	－	249,615	－	－	－	－	249,615	249,615
その他の包括利益	－	－	－	△11,225	－	△8,595	△19,820	△19,820	△19,820
当期包括利益合計	－	－	249,615	△11,225	－	△8,595	△19,820	229,795	229,795
新株発行	644,000	635,944	－	－	－	－	－	1,279,944	1,279,944
株式報酬取引	－	3,046	－	－	15,625	－	15,625	18,671	18,671
新株予約権の行使	24,046	16,969	－	－	△14,819	－	△14,819	26,196	26,196
その他	－	－	－	－	16	－	16	16	16
所有者との取引額合計	668,046	655,960	－	－	822	－	822	1,324,828	1,324,828
2022年９月30日時点の残高	893,343	883,732	311,147	△10,829	56,674	△8,595	37,250	2,125,473	2,125,473

（注）金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2022年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,321,482	流動負債	802,322
現金及び預金	1,681,700	短期借入金	20,000
売掛金	269,864	未払金	91,356
1年内回収予定の長期貸付金	121,366	未払法人税等	33,402
未収入金	223,706	預り売上	622,798
前払費用	4,533	預り金	2,816
その他	21,561	賞与引当金	6,003
貸倒引当金	△1,250	その他	25,945
固定資産	513,395	固定負債	8,397
有形固定資産	3,560	繰延税金負債	8,397
工具、器具及び備品(純額)	3,560	負債合計	810,720
投資その他の資産	509,834	(純資産の部)	
関係会社株式	74,459	株主資本	2,024,142
長期貸付金	242,733	資本金	893,343
投資有価証券	182,731	資本剰余金	866,446
その他	9,910	資本準備金	866,446
		利益剰余金	264,352
		その他利益剰余金	264,352
		繰越利益剰余金	264,352
		新株予約権	16
		純資産合計	2,024,158
資産合計	2,834,878	負債純資産合計	2,834,878

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自　2021年10月１日
至　2022年９月30日

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		837,755
売上原価		301,629
売上総利益		536,126
販売費及び一般管理費		459,672
営業利益		76,453
営業外収益		
受取利息	5,225	
為替差益	78,664	
助成金収入	2,400	
その他	414	86,704
営業外費用		
支払利息	289	
株式公開費用	20,867	21,157
経常利益		142,001
特別利益		
資産除去債務戻入益	1,749	1,749
特別損失		
固定資産除却損	4,781	4,781
税引前当期純利益		138,968
法人税、住民税及び事業税	35,702	
法人税等調整額	8,701	44,404
当期純利益		94,563

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自　2021年10月１日
至　2022年９月30日

（単位：千円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	225,296	220,296	220,296	169,788	169,788	615,381	－	615,381
当期変動額								
新株の発行	24,046	2,150	2,150	－	－	26,196	－	26,196
第三者割当増資による新株の発行	644,000	644,000	644,000	－	－	1,288,000	－	1,288,000
当期純利益	－	－	－	94,563	94,563	94,563	－	94,563
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	16	16
当期変動額合計	668,046	646,150	646,150	94,563	94,563	1,408,760	16	1,408,776
当期末残高	893,343	866,446	866,446	264,352	264,352	2,024,142	16	2,024,158

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大
代表社員 業務執行社員　公認会計士　古　薗　考　晴

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2021年10月１日から2022年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ハイブリッドテクノロジーズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人

は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年11月21日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ
取締役会　御中

監査法人東海会計社
愛知県名古屋市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　大　国　光　大
代表社員 業務執行社員　公認会計士　古　薗　考　晴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ハイブリッドテクノロジーズの2021年10月１日から2022年９月30日までの第７期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社（主要な事業所）において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人東海会計社の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月21日

株式会社ハイブリッドテクノロジーズ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　髙　田　英　次　㊞

監査役（社外監査役）　狐　塚　利　光　㊞

監査役（社外監査役）　里　見　　剛　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 変更案第15条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供制度をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を表します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第3章　株　主　総　会	第3章　株　主　総　会
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削除）
（新設）	（電子提供措置等） 第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 ②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（新設）	附則（電子提供措置等に関する経過措置） 2022年９月１日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第１５条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 ②　本附則は、2022年９月１日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	チャン バン ミン (1986年５月26日) 再任	2010年３月　有限会社アルファユニバーサル　入社 2012年４月　株式会社マニュファクチャリング　入社 2014年９月　FPT INFORMATION SYSTEM corporation　入社 2016年４月　当社設立　代表取締役社長 営業部、デリバリー本部、ビジネスコンサルティング部　管掌（現任） 2017年10月　Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd.（現　Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.）General Director（現任） 2020年３月　Hybrid Techno Camp Co., Ltd. General Director（現任） (重要な兼職の状況) Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.　General Director Hybrid Techno Camp Co., Ltd.　General Director	470,000株
	【取締役候補者とした理由】 同氏は、当社の創業者で、日本及びベトナム双方での生活と就業経験に基づく文化的理解、並びにベトナムでの人的ネットワークは、当社の事業基盤でもあるベトナム人技術者の獲得において極めて重要度が高く、引続きリーダーシップを発揮していただくことが当社の成長に寄与するものと考えており、取締役として再任をお願いするものです。		

<table>
<tr><th>候補者番号</th><th>氏名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
(重要な兼職の状況)</th><th>所有する当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>平川　和真
(1982年11月10日)
再任</td><td>2005年12月　優成監査法人（現　太陽有限責任監査法人）　入所
2012年８月　SCS Global Consulting Sdn Bhd　入社
2015年１月　Evolable Asia Co., Ltd.　入社
2015年１月　Soltec Vietnam Company　入社
2017年10月　Evolable Asia Solutions Vietnam Co., Ltd.（現　Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.）CFO（現任）
2018年４月　Soltec Investments Pte. Ltd.　入社
2018年６月　当社入社　管理部長
2019年１月　当社取締役CFO
管理部、財務経理部、IR室　管掌（現任）
2020年３月　Hybrid Techno Camp Co., Ltd. CFO（現任）
（重要な兼職の状況）
Hybrid Technologies Vietnam Co., Ltd.　CFO
Hybrid Techno Camp Co., Ltd.　CFO</td><td>67,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、公認会計士で、監査法人において上場会社の監査を行っていた経験があり、2018年6月に当社に入社して管理部長に就任した後、2019年1月には取締役CFOに就任し、一貫して当社の管理部門を統括しております。同氏の豊富な知見、経験は引続き当社に必要であると考え、取締役として再任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>窪田　陽介
(1983年７月８日)
再任</td><td>2007年４月　株式会社リクルート　入社
2018年７月　株式会社エボラブルアジア（現　株式会社エアトリ）　入社
2019月４月　当社入社　営業部長
2019年10月　当社取締役
経営企画部　管掌（現任）</td><td>28,250株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【取締役候補者とした理由】
同氏は、大株主の株式会社エボラブルアジア（現　株式会社エアトリ）から2019年4月に当社に転籍して、当社の営業部門を新規に立ち上げ、同年10月に取締役に就任して、現在は経営企画部を管掌しております。今後とも、当社の成長のために同氏の幅広い経験及びノウハウが必要であると考え、取締役として再任をお願いするものです。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>ふりがな
氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、当社における地位及び担当
（重　要　な　兼　職　の　状　況）</th><th>所有する
当社の株式数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>きぬがさ　よしのぶ
衣笠　嘉展
(1980年７月13日)
再任　社外</td><td>2005年４月　ヤフー株式会社（現　Zホールディングス株式会社）　入社
2006年９月　グリー株式会社　入社
2014年１月　ハッチ株式会社（現　株式会社タレンティオ）入社　取締役CTO
2015年４月　株式会社ネクストビート　入社　執行役員CTO
2021年４月　当社社外取締役（現任）
2021年５月　株式会社イクシアス設立　代表取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
株式会社イクシアス　代表取締役</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
同氏は、事業会社でのCTOの経験を通して、ソフトウェア開発業務に関する豊富な専門知識と実務経験を有しており、客観的な立場でソフトウェア開発業務を中心とした当社経営全般に対して監督・提言を行うことが期待できると考えて、社外取締役としての再任をお願いするものです。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>もりやす　まもる
森保　守
(1956年７月26日)
新任　社外</td><td>1980年４月　住友金属鉱山株式会社　入社
1989年８月　日興證券株式会社（現　SMBC日興証券株式会社）　入社
1999年４月　東京三菱証券株式会社（現　三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社
2004年９月　みずほ証券株式会社　入社
2007年１月　ＳＢＩイー・トレード証券株式会社（現　株式会社ＳＢＩ証券）　入社　資本市場部長</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】
同氏は、上場事業会社の管理部門、証券会社の引受審査部門及び引受部門での経験が豊富で、上場会社に求められるリスク管理やコンプライアンス、ガバナンス強化のための意見や提言を行うことが期待できると考えて、新任の社外取締役候補者としてお願いするものです。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	本間（ほんま） 大地（だいち） (1987年９月14日) 新任　社外	2013年４月　株式会社ボルテックス　入社 2018年４月　同社営業本部長 2020年１月　同社執行役員 2022年６月　株式会社STORY設立　代表取締役（現任） 2022年10月　株式会社飛び台設立　代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社STORY　代表取締役 株式会社飛び台　代表取締役	－株
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 同氏は、事業運営に係る豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の意思決定における客観性を確保するための助言・提言を行える能力を有していると判断し、経営陣から独立した客観的・中立的な立場から、当社の経営全般に適切な意見・提言を行うことが期待できると考えて、新任の社外取締役候補者としてお願いするものです。		

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．衣笠嘉展氏、森保守氏及び本間大地氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、衣笠嘉展氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、森保守氏及び本間大地氏が選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。
４．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等を除く）を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
５．森保守氏及び本間大地氏が選任された場合は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役 狐塚利光氏は、本総会終結の時をもって監査役を辞任されます。つきましては、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
山田　一雄（やまだ　かずお） (1963年２月28日) 新任　社外	1986年４月　株式会社セガエンタープライゼス（現　株式会社セガ）　入社 1994年９月　監査法人東海会計社　入所 1997年４月　公認会計士登録 1997年５月　公認会計士山田一雄事務所（現　公認会計士・税理士山田一雄事務所）設立　所長（現任） 1997年10月　税理士登録 2001年７月　有限会社エーピーネットワーク（現　有限会社オンリーワンコンサルティング）設立　代表取締役（現任） 2006年10月　株式会社エイチーム　監査役（現任） （重要な兼職の状況） 公認会計士・税理士山田一雄事務所　所長 有限会社オンリーワンコンサルティング　代表取締役 株式会社エイチーム　監査役	一株

【社外監査役候補者とした理由】

同氏は、公認会計士として会計・監査の分野に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社取締役会の監督機能と透明性の維持に向けた役割を期待して、新任の社外監査役候補者としてお願いするものです。

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．当社は、山田一雄氏が監査役に選任され就任した場合は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

３．当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することになる損害（ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等を除く）を当該保険契約によって填補することとしております。山田一雄氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時におい

ても同内容での更新を予定しております。

4．山田一雄氏が選任された場合は、同氏が東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしていることから、当社は同氏を独立役員として届け出る予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：　東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋髙島屋三井ビルティング９階　日本橋ホール



交通：　地下鉄東京メトロ銀座線・東西線　「日本橋」駅　直結
地下鉄都営浅草線　「日本橋」駅　徒歩約１分
地下鉄東京メトロ半蔵門線　「三越前」駅　徒歩約５分

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。